

○鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会条例

平成25年6月24日条例第5号

鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、本市の高齢者福祉に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく鎌倉市高齢者保健福祉計画の策定及び推進に関し調査審議を行う鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療に関係を有する団体が推薦する者
- (2) 福祉に関係を有する団体が推薦する者
- (3) 公共的団体が推薦する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、2 年とする。